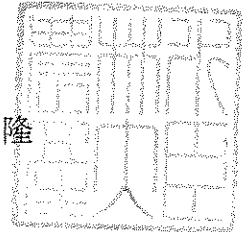


21消安第14377号
平成22年3月18日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 赤松 広隆



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（132）アルカリ性プロテアーゼ、（133）キシラナーゼ及び（135）β-グルカナーゼについて、安定剤としてD-ソルビトール及びプロピレングリコールを用いて各製剤に液状の剤形を追加する場合

